

第三次宍粟市行政改革大綱 令和2年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標			歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和2年度の取組計画
			単位	令和2年度		目標額	実績額	
				指標値	実績値			
【I】-①-1	徴収率向上に向けた取組みの推進(市税・国保税)	税務課・債権管理課	現年収納率(市税)	%	98.70	-	-	①【債権管理課】5月及び12月を徴収強化月間と位置づけて徴収強化を図る。特に12月は県税と共同で一斉催告を行い、訪問、電話等による納付督促を行う。管理職等による一斉訪問徴収については、訪問対象件数が減少したこと、自主納付を推進することから実施を見送り、新たな手法を検討する。 ②④【債権管理課】実務研修等に参加し徴収スキル向上を図り、預金等財産調査強化を図る。また、R1年度に引き続き佐用町との市町間併任人事協定を締結し、強制調査(搜索)を実施することで、納税交渉または差押等、速やかな滞納処分を実施する。 ③【税務課】HP、広報紙等の媒体を通じコンビニ収納、ペイジー、クレジット収納について納税者等に広報宣伝し、収納率の向上に取り組む。 ⑤【債権管理課】現年度滞納分を繰り越さないためにも、任期付職員及び収納事務補助員を配置し徴収体制を強化することで、現年度課税分の効果的な徴収を行う。 ⑥【税務課】兵庫県とともに取り組む個人住民税の特別徴収の徹底に伴い、未指定事業所に対し特別徴収指定の事前通知を行い、5月上旬に特別徴収税額決定通知書を送付。併せて個別指導を行うことで特別徴収実施率、収納率向上につなげる。 ⑦【債権管理課】電話・文書発送等による自主納付の案内、居所等調査業務について、他の自治体の取組状況を調査研究し、個人情報保護及び費用対効果の観点から、当市への導入が可能かどうかの検討を行う。
			現年収納率(国保税)	%	93.00	-	-	
【I】-①-2	徴収率向上に向けた取組みの推進(市税・国保税以外)	地域創生課(総括)	現年徴収率(市税・国保税を除く。)	%	97.30	-	-	①②半期毎に各債権の滞納状況を取りまとめ常任委員会へ報告するとともに、滞納整理検討会議及び調整部会において対策検討を行う。 ③債権管理課職員を講師として研修の実施に取り組む。 ④行政サービスの制限について、先進地事例を参考に調査・研究を行う。 ⑤債権のうち強制徴収公債権については他の部署との情報共有が可能であることから、連携を図り滞納整理を強化する。
【I】-②-1	使用料・手数料等の見直し	水道管理課・環境課・地域創生課	-	-	-	-	-	①【水道管理課】本年度は、水道ビジョンの改訂に併せて経営戦略データの時点修正を行う中で水道事業経営審議会の意見も踏まえた使用料の検討を行う。 ②【環境課】令和2年度に一般廃棄物処理基本計画の見直しをする中で処分手数料について検討を行う。 ③④【地域創生課】使用料・手数料全般について、平成30年度～令和元年度に行った検証内容について再度検証を行い、近隣市町の動向も含めて、施設等維持管理に一定程度必要な使用料等を算出し改定の必要性を検討する。
【I】-②-2	分担金の見直し	林業振興課・農業振興課・建設課・水道管理課	-	-	-	-	-	①【林業振興課】近隣市町の分担金額より高いため現行のまま運用する。 ②【建設課】令和元年度に検証した内容(現行のまま)で運用する。 ③【農業振興課】令和元年度に検証した内容(現行のまま)で運用する。 ④【水道管理課】下水道事業において、現在の加入分担金や受益者負担金について市内統一を含めて検討を行う。

第三次宍粟市行政改革大綱 令和2年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標	単位	令和2年度		歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和2年度の取組計画
					指標値	実績値	目標額	実績額	
【I】-③-1	広告料収入の確保	秘書広報課	ホームページにおける広告企業数	社	8		300		<p>①広報紙及び市公式サイトへの広告掲載については、一定目標を達成できている。市内事業者の広告掲載を妨げない範囲で市外事業者との契約も試みる。</p> <p>②しそチャンネルでの広告掲載について、他市町の動向も調査しながら引き続き検討する。</p> <p>③地域で永く親しまれてきた施設の名称を変えることや、知名度が高い施設が市内にないことを考慮すれば効果的な取組にすることは難しいと思われるが可能性も含めて引き続き研究する。</p> <p>④広告掲載等について、引き続き、民間の企業等から提案、募集できる仕組みを研究する。</p>
【I】-③-2	ふるさと納税の拡充	地域創生課	ふるさと納税総額	千円	270,000		136,000		<p>①令和2年度以降は随時返礼品を受付するとともに積極的に募集を行う。</p> <p>②現行活用しているポータルサイト「ふるさとチョイス」「楽天」「さとふる」「ふるなび」で引き続きPRするとともに、かもめ一る、ふるさと納税情報誌、期間限定の特設サイト、パンフレット送付により返礼品をPRし寄付金の募集を行う。</p> <p>④ガバメントクラウドファンディングによる寄付の募集を行うとともに、令和2年度から3年間の新たな地域再生計画に基づき、企業版ふるさと納税の募集を行う。</p>
【I】-③-3	再生可能エネルギーの利活用	環境課・林業振興課	-	-	-	-	2,300		<p>①【林業振興課】播磨圏域において森林環境譲与税を活用したオフセットクレジットの普及啓発を図る。</p> <p>①【環境課】パリ協定により約束をしたCO₂削減計画の合意にはいたっていないが、国において新たな施策が展開される可能性もある。宍粟市にとって有利になる制度であるか、国や市場の動きを注視しながら、引き続き、オフセットクレジットへの活用について調査・研究を行う。</p> <p>③【環境課】宍粟市の自然を活かした再生可能エネルギーとして、木質バイオマスを利用した発電・熱供給システム導入の可能性について、また、水力発電等の再生可能エネルギーの利活用について、第3次環境基本計画の策定に合わせて検討する。</p>
【I】-③-4	市有財産の有効活用	財務課・地域創生課・建設課・林業振興課	未利用地の割合	%	39.6		2,100	-	<p>①【財務課・地域創生課】定住促進策として、売却可能な財産は売却を進めるとともに、学校等跡地については活用を希望する事業者を募集し貸付を行う。</p> <p>②【財務課】売却にあたっては、広報紙、しそチャンネル、HP等を活用し周知する。</p> <p>③【林業振興課】市内人工林の積極的な森林整備を進める中で、森林経営計画を林業事業者等と共同で樹立している市有林の間伐事業に注力し、搬出間伐による素材販売に取り組むとともに、発生する林地残材をバイオマス燃料用として販売し収益性の向上を図る。</p> <p>④【建設課】利用形態の変化により利用されなくなった法定外公共物について、市民等からの申請により、法定外公共物の払い下げを行うとともに、法定外公共物の無断一体使用が発覚した場合は、文書等で用途の廃止、払い下げの手続きをするよう指導する。</p> <p>⑤【財務課】未利用財産リストの精査を図るとともに、未利用地の活用方針の策定を進める。</p>

第三次宍粟市行政改革大綱 令和2年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標				歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和2年度の取組計画
			単位	令和2年度		目標額	実績額		
				指標値	実績値				
【Ⅱ】-④-1	人件費の抑制	総務課	給与費の削減率	%	▲ 5.7		205,500	①職員給与については、人事院勧告を基準として運用し、引き続きラスパイレス指数を100未満としていく。 ②職員定員管理については、公立の認定こども園の設置や時間外勤務の上限規制の導入に伴い適切な職員数の見直しを行うとともに、引き続き計画的な人事管理を行っていく。 ③時間外勤務については、単月45時間以内かつ年間360時間以内(他律的業務が多い部署は単月100時間未満、複数月平均80時間以内、年間720時間以内)となるよう、引き続きノー残業デーの周知徹底を図るとともに、管理監督職による組織マネジメントの強化や、職員の有効かつ適正な配置等によるワークシェアリングに努める。また、令和元年度に上限規制を超えて時間外勤務を行った職員がいる部署については、令和元年度末から半年以内にその理由について、整理、分析及び検証を行い、改善計画を立てる。 ④通勤手当の支給基準について、見直しを検討する。	
		総職員数	人	423					
		時間外勤務手当額の削減率	%	▲ 5.0					
【Ⅱ】-④-2	組織・機構の効率化と強化	地域創生課・総務課	女性管理職比率	%	15.0	-	-	①②【地域創生課】人口減少社会に適応した行政運営をめざし、必要な組織の見直しを行う。 ③【地域創生課】情報通信技術を活用し、必要とされる情報を提供することでサービスの質の向上を図る。 ④【総務課】年功序列的な考え方にとらわれず、管理監督能力に優れ、意欲と行動力のある職員や能力のある女性職員の管理監督職への登用を積極的に推進し、中長期的な管理職の退職に備えた幹部候補の育成を図る。また、男女ともに働きやすい職場環境を醸成するため、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画と女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を一本化し、具体的かつ効果的な目標を設置し、取組を推進する。	
【Ⅱ】-④-3	人事評価制度の導入と人材育成等への反映	総務課	-	-	-	-	-	①人事評価結果を人事管理(昇給・昇格・昇任・勤勉手当支給率等)に反映するための基準を作成し、反映実施に向け職員組合と調整を行う。 ②評価者訓練研修(目線統一、面談技法等に関する研修)を実施する。 ③職員意識調査(客観的に適正な評価が行われているか、期首・中間・期末面談等が実施されているか等)を実施し、より公正、公平な人事評価になるよう検証、見直しを行う。 ④人事評価結果が職員の人事管理面において有効に活用できるよう確実な運用を行うため、人事評価システムの導入を検討する。	
【Ⅱ】-④-4	職員研修の充実	総務課	-	-	-	-	-	①人材育成基本方針及び令和2年度宍粟市職員研修実施基本方針・計画に基づいた職員研修を実施する。 ②広域研修組織(県自治研修所、播磨自治研修協議会、全国市町村国際文化研修所等)に積極的に職員を派遣する。 ③県土木事務所、宮城県山元町(東日本大震災復興支援)、兵庫県庁等へ研修生を派遣する。 ④職員に必要な目的別市単独職員研修(政策提案(立案)、法制、接遇、倫理、人権、メンタルヘルス等)を実施する。	

第三次宍粟市行政改革大綱 令和2年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標	単位	令和2年度		歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和2年度の取組計画
					指標値	実績値	目標額	実績額	
【Ⅱ】-④-5	職員提案制度の活用	地域創生課	職員提案の件数	件	30		-	-	<p>①【地域創生課】令和3年度の予算に反映できるように計画的に進めるとともに、過去の職員提案についての進捗管理を行う。また、職員研修の中で事業提案を行うとともに、自由提案以外にもテーマを設定する中で募集を行う。さらに、事務の改善につながる事例を募集し全庁的に情報共有することで事務の効率化を図る(「カイゼン」制度)。</p> <p>②【地域創生課】令和元年度から開始したプレゼンテーション方式による提案募集に引き続き取り組む。</p> <p>③【総務課】優秀な提案をした職員については、人事評価の評価基準の中で加点していく仕組みとしているが、今後は評価結果を人事管理(昇給や勤勉手当の支給率等)に反映させるための基準を検討していく。</p> <p>④【総務課】これまではリスク管理基本方針に基づいたリスクの洗い出し、見える化リストの作成等を行ってきたが、今後は行政の不適正な事務執行や事務処理の防止を目的とした内部統制制度の整備、構築をしていく必要がある。これまでのリスク管理も包括した内部統制制度の導入(R4.4.1目標)にむけ調整を図り、制度を構築することで職場改善やリスク回避につなげていく。</p>
【Ⅱ】-⑤-1	行政評価の活用による事業の推進	地域創生課	行政評価により更なる改善の工夫を試みた施策や事務事業の数	件	10		-	-	<p>①②生涯スポーツやウォーキング、ラジオ体操を通じての「健康づくり」について評価を行うことで、日ごろからスポーツ活動やウォーキング等へ取り組む意識をさらに醸成するための新たな施策を検討し、スポーツ立市につなげていく。</p> <p>③総合計画及び地域創生戦略委員会において、「人材確保・定住促進基金」を活用した実践型インターンシップ推進事業の評価を行い、今後の「人材確保・定住促進」における課題解決の手法をさらに検討する。</p>
【Ⅱ】-⑤-2	既存事務事業の実施手法等の見直し	税務課・まち・にぎわい課	-	-	-	-	-	-	<p>①【税務課】令和2年度に市内8か所(山崎4・一宮2、波賀1、千種1)の会場に集約する。</p> <p>②【まち・にぎわい課】いずれのイベントも回数を重ね市民にとっては毎年期待される催しとなっている。また、観光振興及び地域振興の目的で実施し、市と各種団体との連携によりそれぞれの役割を担いながら開催している。市の関与と支援を継続し、イベントを実施していく。</p> <p>③必要に応じて行政改革本部会議に諮る。</p>
【Ⅱ】-⑤-3	民間活力の積極的な活用	地域創生課・環境課・上下水道課	非公募指定管理施設の公募指定管理移行数	-	+2	-	2,700	-	<p>①【地域創生課】行政評価については外部委員会での評価について実施していく。</p> <p>②【地域創生課】指針を策定するのではなく、個々の状況の状況に応じて民間活用を検討していく。</p> <p>③【環境課】市直営ごみ収集2業務について民間活力を活かした、「コスト削減」と「サービス向上」のため引き続き活用に向けた検討をする。</p> <p>④【上下水道課】平成30年度から令和元年度の検満量水器交換業務の検証を踏まえ、令和2年度からさらに包括的な委託業務を実施する。</p> <p>⑤【地域創生課】令和2年度末で指定管理期間が満了する施設について公募施設を増やしたうえで公募を行う。選定にあたっては、審議会において事業者の提案内容の評価を行う。</p>

第三次宍粟市行政改革大綱 令和2年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標	令和2年度			歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和2年度の取組計画
				単位	指標値	実績値	目標額	実績額	
【Ⅱ】-⑤-4	情報システムの最適化	秘書広報課	-	-	-	-	-	①各業務で使用する情報システムの更新計画にあわせて最適化を進める。 ②西播磨自治体クラウド実現の可否について、西播磨自治体クラウド検討会で調査・検討する。 ③各種システムの保守や更新に係る経費について、ICTアドバイザーの支援を受けながら適正化を図る。	
【Ⅱ】-⑤-5	新地方公会計の積極的な活用	財務課	-	-	-	-	-	③国の「地方公会計の推進に関する研究会」における「セグメント分析の実施」に向けた考え方や実施方法、また分析手法などの検討・協議内容を注視し、セグメント別財務書類の作成について研究を進める。	
【Ⅱ】-⑤-6	事務の共同化の推進	地域創生課	-	-	-	-	-	播磨圏域の連携中枢都市圏、播磨科学公園都市圏の定住自立圏における各市町との連携のなかで、事務の共同化について協議を進める。	
【Ⅱ】-⑥-1	繰上償還の推進	財務課	実質公債比率	%	15.6		84,000	①合併特例事業債活用事業及び災害復旧事業に係る起債を除いて、起債額が償還額を上回らない額とする。 ②決算剰余金の一部を財政調整基金へ積み立てる場合を除き、決算剰余金の1/2以上の繰上償還を行う。	
【Ⅱ】-⑦-1	扶助費の抑制	市民生活部・健康福祉部						【市民課】 資格確認や医療費通知などにより、適正受診にかかる市民の意識向上を図る。また、かかりつけ医をもつことやジェネリック医薬品使用時の差額通知等によるジェネリック医薬品利用啓発、重複受診・重複服薬者への適正受診勧奨などにより医療費削減に努める。また、データヘルス計画、重症化予防事業等を推進し、医療費抑制に取り組む。 【社会福祉課】 ・生活困窮者自立支援事業を柱として、生活に困窮されている人、困窮するおそれのある人の早期発見・早期支援に取り組む。 ・自立相談支援事業、就労(準備)支援事業、無料職業紹介事業を一体的に運営することにより、経済的に困窮する潜在的な支援対象者の掘り起こしに繋げ、就労の相談から職場での定着支援までをワンストップで提供し、早期の自立に向けた取組をすすめる。[総合的な仕事の相談窓口「わくわ〜くステーション」] ・家計改善支援事業を継続することで、生活再建を考える人に対し、細やかな相談・支援・債権資金貸付あっせん等を実施し、早期の生活再建に向けた支援を行う。	

第三次宍粟市行政改革大綱 令和2年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標	令和2年度			歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和2年度の取組計画
				単位	指標値	実績値	目標額	実績額	
【Ⅱ】-⑦-1	扶助費の抑制	市民生活部・健康福祉部	-	-	-	-	-	<p>【福祉相談課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が主体となった「通いの場」を増やし、地域での介護予防の拠点として自主的な見守り活動等の充実及び継続をはかる。各教室単位で年に1回は専門職のミニ講座を開催し充実をはかる。また、教室が立ち上がっていない自治会への立ち上げ支援をする。 ・認知症予防健診、フレイル健診を特定健診と同時に実施し、支援が必要な方を早期に発見し、個々に応じ家族や主治医等と連携することで、必要な支援が受けられるようにする。 ・生活支援コーディネーターと連携し、地域での見守りや支え合い等を通じた地域づくりを行う。 <p>【保健福祉課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療(特定不妊治療、不育症治療)の助成が必要な人に扶助ができるように、周知に努める。 ・定期予防接種を委託医療機関以外で接種された人に、自己負担となってしまう接種費用について扶助を行い、誰でもが安心して予防接種が受けられるように努める。 	
【Ⅱ】-⑧-1	公共施設等総合管理計画による最適化の推進	地域創生課・給食センター・上下水道課	-	-	-	5,100		<p>①【地域創生課】波賀町域では、波賀生活圏の拠点づくりの考え方をもとに、購買施設について地域との協議がまとまり次第、基本設計に着手する。千種町域では、実施設計をもとに令和2年度早期に工事を発注する。集約の対象となった公共施設の解体撤去や活用について検討を行う。</p> <p>②【給食センター】児童・生徒数の減少や学校規模適正化による学校の統合を視野に入れ、設置場所・調理能力などの基本事項を定めた給食センター整備基本方針(案)を策定するとともに現給食センターが調理不能などの不測の事態が発生しないよう計画的な設備の更新を行う。</p> <p>③【上下水道課】下水道施設長寿命化計画(ストックマネジメント及び機能強化)に基づき、長寿命化に係る1処理区の工事及び1処理区の実実施設計・工事を実施する。下水道施設の統廃合計画については、前年度に実施した集合処理区の検討を基に、中長期的なコストから個々の処理区についての統廃合の是非を検討し統廃合計画を完成させる。水道施設の統廃合については、2浄水区の統合に向け、設計及び工事を実施する。</p>	
【Ⅱ】-⑧-2	建設事業費の総枠の抑制	財務課	建設事業費削減率	%	▲ 5.0	30,000		<p>①②③④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度当初予算編成については、交付税算入のある地方債の対象となる建設事業は、起債することを原則としつつ、令和2年度夏に作成する収支見通しを基に、建設事業費(起債額)の総枠を設け、実施計画策定段階から調整し事業費の抑制を図る。 ・学校・幼保一元化施設整備や災害復旧事業を除く、その他の特別な理由のため建設事業費(起債額)が大きくなる場合は、後年度の負担が大きくなりすぎないように、交付税算入率の高い有利な起債(過疎対策事業債、合併特例事業債)の活用などを行う。 ・合併特例事業債については、過疎対策事業債が活用できない市民協働センター建設(庁舎部分)に活用するほか、過疎対策事業債の配分枠により活用できない場合にも活用する。 	

第三次宍粟市行政改革大綱 令和2年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標	令和2年度			歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和2年度の取組計画
				単位	指標値	実績値	目標額	実績額	
【Ⅱ】-⑨-1	補助金の整理 合理化	地域創生課	-	-	-	-	-	<p>①【地域創生課】新規や拡充の補助金提案がある場合にはスクラップを原則とした調整を行う。</p> <p>②③【地域創生課】令和2年度末に失効期限を迎える補助金について廃止・縮小も視野に入れ検証を行う。</p>	
【Ⅱ】-⑩-1	繰出金等の縮 減	地域創生課・ 総合病院・水 道管理課	医業収支比率	%	95.2		35,000	-	<p>①【総合病院】「公立宍粟総合病院改革プラン」は令和2年度に終期を迎えることから、収支目標である経常損益の黒字確保に向けて取り組むとともに、令和3年度以降の新病院改革プランを策定する。</p> <p>②【水道管理課】下水道特別会計について、令和2年度より地方公営企業法の財務適用(組織・職員は企業化せず、会計処理だけを企業会計)に基づき事業の実施を行う。</p> <p>③【地域創生課】道の駅など収益事業を行う第三セクターは地域の雇用の場の一翼を担っている。一方では民間事業者として独立採算の経営が求められており、公の施設の設置者として市内外にPRを行い誘客の促進を図るとともに、経営改善のため、引き続き外部人材の登用を行う。</p>
【Ⅲ】-⑪-1	市政への市民 参画の推進	市民協働課	公募委員の比率	%	20.0	-	-	-	<p>公募委員の比率を高めるため、引き続き次の①から③に取り組む、年次目標数値を達成する。</p> <p>①審議会等における公募委員の比率向上の取組について周知徹底を図る。</p> <p>②審議会等委員の改選時期を把握し、目標達成に向け計画的に公募委員の登用を進める。</p> <p>③市民が参画しやすくなるよう、会議の開催時間や曜日の柔軟な対応を行う。</p>
【Ⅲ】-⑪-2	審議会等への 女性参画の推 進	人権推進課	審議会等にお ける女性委員の割 合	%	35.0		-	-	<p>①②附属機関等の女性委員の登用に関して、各所管部署に事前協議を義務付けるとともに、指標値以下となる場合には、その理由等について協議を行うこととする。</p> <p>③女性参画の推進に向け、ライフステージに対応した啓発事業を実施するとともに、開催条件(場所・曜日・時間帯など)について複数の選択肢を準備し、女性の社会参画への配慮を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆キラッとしそっ☆パワーアップ女性セミナー(開催予定回数:5回) ◆県共催事業「女性のための出前チャレンジ相談」の開催(相談予定回数:2回) ◆県共催事業「出張!女性のための働き方セミナー」の開催(開催予定回数:1回) ◆女性団体「しそっウイメンズネットミモザ」の活動支援 ◆女性の社会参加を目的とした『宍粟女子キラキラパワーアップ応援補助事業及び同事業応援委員会』の活動支援 <p>④男女共同参画講演会を通じて、女性が活躍することの必要性や意義を伝えていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆男女共同参画講演会・映画会等の開催(開催予定回数:5回 ※映画会1日3回上映を含む)

第三次宍粟市行政改革大綱 令和2年度取組計画

番号	項目名	主管課名	目標指標	令和2年度			歳入増加/歳出削減額 (単位:千円)		令和2年度の取組計画
				単位	指標値	実績値	目標額	実績額	
【Ⅲ】-⑫-1	情報提供機能の充実	秘書広報課	アンケートによる広報しその読者率	%	90.0	-	-	-	①宍粟市コミュニケーション戦略プランを広報情報委員会で再確認し、職員全体で市民に必要な情報が提供できるように取り組む。 ②広報広聴アドバイザー等による助言をいただきながら、リニューアルした市ホームページの効果的な活用を検討する。 ③しそチャンネルは広報広聴推進委員会意見書を基に、住民により身近で生活に役立つ番組づくりをめざす。 ④広報原稿作成やホームページ作成などの技術研修や広報活動に対する職員意識向上を図る。
【Ⅲ】-⑫-2	市民ニーズや地域課題の的確な把握と反映	秘書広報課	-	-	-	-	-	-	①宍粟市コミュニケーション戦略プランの趣旨を職員で構成する広報情報委員会で徹底し、送り手目線ではなく受け手目線(住民目線)の情報を発信する。 ②これまで検証してきたメディア(市公式サイト・フェイスブック・ツイッター・LINE)の在り方を継承する。またメディア相互を連携させ、それぞれの長所や短所を補う取組を進める。 ③広報広聴推進委員会が提言した意見書に基づき、住民により身近な情報を扱う番組づくりや広報活動を展開する。 ④職員で構成する広報情報委員会で受け手目線の記事づくりをテーマにした研修を実施する。
【Ⅲ】-⑫-3	しそ光ネット(光ケーブル網)の活用	秘書広報課	音声告知システム設置世帯の割合	%	97.6	-	-	-	①音声告知システム、防災情報連携システム等を活用し、防災・行政情報伝達を行う。 ②安定稼働に向けた伝送路・機器等の適正な管理を行う。 ③④したーん通信やテレビ難視対策、河川監視システム、携帯電話不感地域解消、光インターネット環境の整備など、光ケーブル設備は十分に活用できている。引き続き、光インフラが活用できるものがあれば検討を進める。